

平成31年2月4日  
法務省入国管理局

## 「新たな外国人材受入れに係る制度説明会」のお知らせ

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。

つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

### 記

#### 1 日時

平成31年2月19日（火）13時30分～16時30分

#### 2 場所

郡山ユラックス熱海 2階大会議室  
（郡山市熱海町熱海2丁目148-2）

#### 3 参加対象者【参加無料／定員300名】

- （1）在留資格「特定技能」による受入れを希望する福島県内所在の企業・団体の方
- （2）改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望する福島県内所在の企業・団体の方
- （3）福島県及び県内市町村の職員の方

※ 会場定員の都合上、各団体につき1名までとさせていただきます。

#### 4 説明会内容（予定）

- （1）13:30～ 概要説明
- （2）14:30～ 分野別個別説明（調整中）
- （3）15:30～ 質疑応答

#### 5 申込み方法

福島県雇用労政課のホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/>）から「かんたん申請・申込システム」によりお申し込みください。

その他、申込み等にかかる留意事項等については上記ホームページをご確認ください。

#### 6 説明会に関する問合せ先

福島県雇用労政課 電話 024-521-7290